

せい か つ ほ ご 生 活 保 護 の し おり



このしおりは、生活保護制度について知っておいていた
だきたいことを説明したものです。
わからないことや相談のある方は福祉保健所におたず
ねください。

こうちけん
高知県

もくじ

- 1 生活保護とは----- 1
- 2 生活保護を受けるにあたり----- 1
- 3 保護の決定----- 3
- 4 保護の開始が決定したら----- 6
- 5 権利として保障されること----- 7
- 6 義務として守らなければならないこと---- 8
- 7 保護費の返還----- 10
- 8 保護に関する決定に不服のあるとき---- 10
- 9 保護受給中に減額・免除されるもの--- 11
- 10 ケースワーカーと訪問調査活動----- 11



1 生活保護とは

私たちの一生の間には、様々な事情で生活に困ってしまうことがあります。

生活保護は、このように困っている方に対して、その程度に応じ必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助ける制度です。

生活保護の申請は国民の権利です。生活にお困りの場合は、どなたでも申請することができます。

2 生活保護を受けるにあたり

保護を受ける方は、次のような努力をしてください。

これらの努力をしてもなお生活ができない場合に保護が受けられます。

(1) 働くことができる方は、能力に応じて働いてください。

(2) 現在お住まいの住居については保有は認められますが、処分価値が高い場合は売却してください。耕作や貸付けにより収益を得ている田、畠、山林などについては保有が認められますが、耕作していない場合や放置している場合は売却や賃貸するようにしてください。

※ 自動車は、保有も使用も原則として認められません。ただし障害者(児)または公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する方等が、通院や通勤等のため自動車を必要とする場合など、必要な要件を満たせば保有、使用が認められる場合がありますので、福祉保健所に相談してください。

(3) 配偶者、親、子ども、兄弟姉妹などの民法上の扶養義務のある方から援助を受けることができる場合は援助を受けてください。

※ 親族の扶養は、可能な範囲の援助を行うものであり、援助可能な親族がいることによって、生活保護を受けられないということではありません。

なお、生活保護申請時などに、親族に対して援助の可能性について照会を行いますが、虐待、家庭内暴力、借金を重ねている、交流が断絶されているなどの特別な事情がある場合は、照会を見合わせることもできるため、事前にご相談ください。

(4) ほかの公的な制度で利用できるものは、すべてそれらを優先して利用してください。

(たとえば、国民年金、厚生年金、健康保険、雇用保険、労災保険、傷病手当金、児童扶養手当、児童手当など)

生活保護法（昭和25年法律第144号）

（保護の補足性）

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

② 民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

③ 前2項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。

3 ほごけってい 保護の決定

せいかつほごせたいたんい けってい
生活保護は、世帯を単位に決定します。したがって、いっしょに生活している
せたいぜんいん しゅうにゅうくに さださいていせいかつひくら
世帯全員の収入と国が定めた最低生活費とを比べたうえで保護費が決められます。

ほごひつよう せたい
保護が必要ではない世帯

ほごきじゅん
保護基準

ほごひつよう せたい
保護が必要な世帯

しゅうにゅう
収入

さいていせいかつひ
最低生活費

ほごひ
保護費

(1) ほごひ せいかつふじよ きょういくふじよ じゅうたくふじよ いりょうふじよ かいご
保護費には、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護
扶助、出産扶助、生業扶助（高等学校の費用や就職に必要となる
しかくしゅとく ひょう そうさいふじよ しゅるい
資格取得のための費用など）、葬祭扶助の8種類があります。

また、このほかに、一時的な需要に応じるため、以下のような
扶助（一時扶助）があります。ただし、一時扶助には一定の条件
じょうげんがく じぜん ふくしほんしょ そうだん
や上限額がありますので、事前に福祉保健所に相談してください。

- 被服費 ①ふとん、被服（保護開始時や長期入院等から退院した際、ふとん類、衣類が全くないか
しょう ばあい
使用できない場合）

②新生児のための寝具、産着、おむつなど

③おむつ（常時失禁状態の方）

- 家具什器費 ④保護開始時や長期入院等から退院した際、
家具什器（冷房器具・暖房器具を含む）の持ち
あ ばあい
合わせがない場合

• 移送費・転居、肉親の葬儀などに行く交通費
• 住宅維持費・屋根、畳、水道設備、配電設備など家屋の修理
または補修をするとき

など

(2) 最低生活費とは、世帯の状況に応じ、世帯員の食費・衣類など
の生活費、教育に必要な教育費、家賃などの住宅費、医療費、
介護保険のサービスを受けるための費用をあわせたものです。

(3) 収入とは、あなたの世帯のすべての収入をいいます。

① 働いて得た収入（給料、内職収入、農業収入など）

② 年金、手当の収入

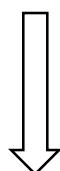
③ 仕送りや、資産を売ったり貸したりして得た収入



このうち、働いて得た収入については、必要な経費などについて
一定の額を控除したうえで、全ての収入額と最低生活費を比べ
ることになります。

■生活保護開始までの流れ■

① 相談



お住まいの町村役場の福祉の窓口又は地域の福祉保健所にお困りの内容をご相談ください。

※市にお住まいの方は、市の福祉事務所にご相談ください。



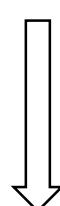
② 申請



生活保護を申請する意思のある方は、生活保護の申請書類を町村役場の福祉の窓口に提出します。



③ 調査



生活保護の申請をされると、ケースワーカーがご自宅にお伺いして、生活状況、資産状況などを調査します。調査の結果をもとに、生活保護が必要かどうかを審査します。



④ 開始

生活保護の開始が決定したら、保護費の支給が始まります。また、ケースワーカーによる自立に向けた指導援助が開始されます。

4 保護の開始が決定したら

● 病院にかかるとき



- (1) 通院するときは、生活保護法の指定を受けた病院や診療所（以下「病院等」といいます。）に診療依頼書を持って行ってください。（診療依頼書は福祉保健所または役場にあります。）
- (2) 入院・退院した場合は必ず福祉保健所に連絡してください。
- (3) 医療費は、保険適用内のものについては、原則自己負担は発生しません。

※ 注意

- ① 保護が開始になると、国民健康保険証、後期高齢者医療被保険者証は使用できませんので、必ず役場に返してください。（医療費については10割が医療扶助です。）
- ② 勤め先の健康保険証などはこれまでどおり使用できますので、病院等にかかるときは診療依頼書とあわせて病院等に提示してください。（医療費については3割が医療扶助です。）
- ③ 通院治療を受ける場合は、近くの病院等を受診してください。（通院や入退院の際の交通費は支給対象ですので、事前に福祉保健所に相談してください。）
- ④ 気ままに病院等を変えたり、同じ病気で何か所も病院等を受診しないようにしてください。
- ⑤ 本人支払額が発生した場合は、その金額を受診した病院等に支払ってください。（世帯の最低生活費に対して世帯の収入が上回る場合に発生することがあります。）
- 治療材料（メガネ、コルセットなど）や施術（柔道整復、あんま・マッサージ、はり・きゅう）が必要なときは、支給可能なものもありますので、前もって福祉保健所に相談してください。

●介護保険のサービスを受けるとき

(1) 介護保険のサービス利用が必要な方は、「要介護認定」を受ける必要がありますので、お住まいの町村役場の介護保険窓口に相談してください。

(2) 介護認定を受けている方が受けた介護サービスの自己負担分が介護扶助として、直接介護事業所に支払われます。

※ 注意

- ① 支給限度額を超える介護保険のサービスは、認められません。
- ② 本人支払額が発生した場合は、その金額を介護保険のサービスを受けた事業所に支払ってください。(世帯の最低生活費に対して世帯の収入が上回る場合に発生することがあります。)



5 権利として保障されること

(1) 正当な理由なく、保護費を減らされることや保護を受けられなくなることはありません。

(2) 保護費など生活保護により支給されたものに税金をかけられることや、保護費や保護を受ける権利を差し押さえられることはなりません。

6 義務として守らなければならないこと

(1) 謙譲の禁止

ほごうけんりたんじゆす
保護を受ける権利を他人に譲ることはできません。

(2) 生活上の義務

- ① はたらかたのうりょくおうはたら
働くことができる方は、能力に応じて働いてください。
- ② ししゅつせいかついじこうじょうつと
むだな支出をせず、生活の維持、向上に努めてください。
- ③ びょうきかたいちにちはやなおちりょうつと
病気の方は一日も早く治るように治療に努めてください。

(3) 届出の義務

つぎばあいせいかつじょうきょうへんかかならすみ
次のような場合など生活状況に変化があったときは、必ず速
とどけてじせんわ
やかに届出をしてください。なお、事前に分かっていることについ
ては、あらかじめ届け出てください。

- ① にゅういんたいいん
入院したとき、退院したとき。
- ② しごと
仕事についたとき、やめたとき、または仕事がかわったとき。
- ③ しゅうにゅうはたらしううねんきんてあてしおくそぞく
収入（働きによる収入、年金、手当、仕送り、相続など、す
べての収入）が増えたとき、減ったとき。（子どものアルバイト代
ふくを含む）
- ④ ねんきんてあてう
年金や手当を受けるようになったとき。
- ⑤ かぞくいっしょせいかつかた
家族（一緒に生活する方）が増えたとき、減ったとき。
- ⑥ てんきよ
転居するとき。
- ⑦ やちんちだい
家賃や地代がかわるとき。
- ⑧ ほんにんかぞくけんこうほけんつか
本人や家族の健康保険が使えるようになったとき。
- ⑨ せいめいほけんかにゅうかいやくとう
生命保険などの加入、解約等をするとき。
- ⑩ こうつうじこたたさいがい
交通事故、その他の災害にあったとき。
- ⑪ かてい
そのほか、家庭にかわったことがあったとき。



(4) 指示等に従う義務

あなたの生活の維持、向上その他の目的を達成するために、指導や指示をすることがありますので、そのときは従ってください。

※ 注意

① 事実とちがった申請をする、収入の申告をしないなど、不正な方法で保護を受けてはいけません。

このような場合には、不正受給として、受けた保護費（医療費（6ページ参照）を含む）を徴収されます。

② 自動車の保有、使用は原則として認められません。また、他人名義の自動車の使用も認められません。

（1ページもご覧ください。）

③ 保有が認められた資産を他人に譲渡してはいけません。

これらの注意事項は、保護を受ける方と福祉保健所の約束事ですでの必ず守ってください。

また、福祉保健所がおこなう指導、指示には従い、調査には誠意を持って協力してください。

指導、指示に従わない場合、調査に協力しない場合には、保護が停止または廃止されることがあります。

7 ほごひへんかん 保護費の返還

さしこうじりようかんきんしさん
させました事情のため、資力（すぐに換金できない資産など）があるにじょうほごうばあい
もかわらず保護を受けた場合、またはいろいろな事情によりほごひはらしょばあいしきゅうほごひ
保護費に払いすぎが生じた場合には、すでに支給された保護費いりょうひさんしょうふくぜん心いちぶかえ
(医療費(6ページ参照)を含む)の全部または一部を返していただきます。

たとえば、

- (1) せいめいほけんかいやくへんれいきんほけんきんにゅういんきゅうふきんうと
生命保険の解約返戻金や保険金・入院給付金を受け取ったとき
- (2) かくしゅねんきんてあてうと
各種の年金、手当などをさかのぼって受け取ったとき
- (3) こうつうじこじだんきんほしょうきんこうきょうじぎょうほしょうきん
交通事故の示談金、補償金、公共事業による補償金うと
などを受け取ったとき
- (4) ざいさんそうぞく
財産を相続したとき などです。

8 ほごかんけつていふく 保護に関する決定に不服のあるとき

ふくしほけんしょおこなほごしんせいきやっかほごへんこうていし
福祉保健所が行った保護の申請の却下、保護の変更・停止、または廃止
はいし
などの決定に不服があるときは、決定があったことを知った日の翌日から
けつていふふくけつてい
かぞげついないちじたいふふくもうたしんさせいきゅう
数えて3ヶ月以内に、知事に対し不服の申し立て(審査請求)を

することができます。

くわほごけつていいつうちしょきさい
詳しくは保護決定通知書に記載しておりますのでご覧いただとか、
しょかんふくしほけんしょとあらん
所管の福祉保健所にお問い合わせください。

9 保護受給中に減額・免除されるもの

- (1) 国民年金の保険料は免除されます。役場に相談してください。
- (2) NHKの受信料は、申請すると免除されます。
- (3) 固定資産税は、減額または免除される場合があります。
役場に相談してください。

10 ケースワーカーと訪問調査活動

福祉保健所のケースワーカーは、家庭訪問などをして生活状況を聞いたり、保護の決定に必要な調査を行ったりして、再び自分たちの力で生活できるように助言や指導を行います。
なお、家庭訪問したとき、あなたが不在の場合、連絡票を置くことがあります。連絡票に書かれていることは必ず守ってください。
秘密は守りますので、何か困ったことや、分からぬことがありますなら、相談してください。



こうちけんない ふくしほけんしょいちらん れいわ ねん がつげんざい
■高知県内 福祉保健所一覧 (令和5年3月現在)

めいしょう 名 称	かんないちょうそん 管内町村	でんわばんごう 電話番号
あきふくしほけんしょ 安芸福祉保健所	とうようちょう なはりちょう 東洋町、奈半利町、 たのちょう やすだちょう きたがわむら 田野町、安田町、北川村、 うまじむら げいせいむら 馬路村、芸西村	0887-34-1158
ちゅうおうひがしふくしほけんしょ 中央東福祉保健所	もとやまちょう おおとよちょう 本山町、大豊町、 ときちょう おおかわむら 土佐町、大川村	0887-53-0045
ちゅうおうにしふくしほけんしょ 中央西福祉保健所	いのちょう によどがわちょう いの町、仁淀川町、 さかわちょう おちちょう ひだかむら 佐川町、越知町、日高村	0889-22-4628 0889-22-1267
すさきふくしほけんしょ 須崎福祉保健所	なかとさちょう ゆすはらちょう 中土佐町、樅原町、 つのちょう しまんとちょう 津野町、四万十町	0889-42-2325
はたふくしほけんしょ 幡多福祉保健所	おおつきちょう みはらむら 大月町、三原村、 くろしおちょう 黒潮町	0880-34-5134